

# 一般社団法人日本応用数理学会 講演賞・外部賞表彰規程

## 第1章 目的

### 第1条 (目的)

この規程は、表彰委員会規程に基づき、一般社団法人日本応用数理学会若手優秀講演賞・優秀ポスター賞・研究部会連合発表会優秀講演賞・外部賞について定める。

## 第2章 若手優秀講演賞

### 第2条 (賞の目的)

若手優秀講演賞は、日本応用数理学会年会の一般講演ならびにオーガナイズドセッションにおいて、登壇して優れた講演発表を行った若手研究者に贈呈する。

### 第3条 (受賞者数)

各年会における受賞者数は、原則として最大5名までとする。

### 第4条 (候補者)

選定の対象となる者は、日本応用数理学会年会の一般講演もしくはオーガナイズドセッションにおいて講演申し込み時に発表者として登録し登壇した者のうち、当該年度4月1日現在で35歳未満であり、本賞を過去に受賞したことがない者とする。なお、対象外の者との共著論文も表彰対象とする。

### 第5条 (選考手順)

座長およびセッション参加者による講演についての評価結果に基づいてリストアップされた候補者に対して、表彰委員会委員4名、年会実行委員会代表2名、年会座長代表2名の計8名から構成される若手優秀講演賞選考委員会が、当該の予稿集論文について審査を行う。表彰委員会委員長は若手優秀講演賞選考委員会の委員長を務める。選考委員会の委員長が著者に含まれる講演は、選考の対象外とする。選考の対象となる講演の著者に選考委員が含まれている場合、当該講演をその選考委員による評価の対象外とする。同選考委員会は選考経過とともに受賞者候補者を理事会に報告し、理事会において受賞者内定者を決定する。

### 第6条 (授賞)

学会誌「応用数理」上で受賞者の氏名・所属と受賞講演の概要を紹介する。受賞者には、総会において、会長から賞状を授与し表彰する。

### 第3章 優秀ポスター賞

#### 第7条 (賞の目的)

優秀ポスター賞は、日本応用数理学会年会のポスターセッションにおいて、優れた研究成果を発表した講演者に贈呈する。内容だけでなく、ポスターとしても優れていることを考慮する。

#### 第8条 (受賞者数)

各年会における受賞者数は、最優秀ポスター賞1件、優秀ポスター賞3件程度とする。

#### 第9条 (候補者)

選定の対象となる者は、日本応用数理学会年会のポスターセッションにおいて講演申し込み時に発表者として登録し登壇した者のうち、当該年度4月1日現在で35歳未満であり、本賞を過去に受賞したことがない者とする。なお、対象外の者との共著ポスターも表彰対象とする。

#### 第10条 (選考手順)

年会実行委員会が定める審査員がポスターを評価し、その結果に基づき年会実行委員会が選考する。年会実行委員会の委員長が著者に含まれるポスターは、選考の対象外とする。選考の対象となるポスターの著者に審査員が含まれている場合、当該ポスターをその審査員による評価の対象外とする。

#### 第11条 (授賞)

ポスターセッション終了後、年会実行委員会が受賞者を公表する。受賞者には、賞状が授与される。

### 第4章 研究部会連合発表会優秀講演賞

#### 第12条 (賞の目的)

研究部会連合発表会優秀講演賞は、日本応用数理学会研究部会連合発表会（以下、連合発表会）において、登壇して優れた講演発表を行った研究者に贈呈する。

#### 第13条 (受賞者数)

各連合発表会における受賞者数は、原則として最大3名までとする。

#### 第14条 (候補者)

選定の対象となる者は、連合発表会において講演申し込み時に発表者として登録し登壇した者とする。なお、対象外の者との共著講演も表彰対象とする。

#### 第15条 (選考手順)

各研究部会の代表または幹事は、当該研究部会での優れた講演の中から最大1件を推薦する。推薦を受けた候補者に対して、表彰委員会委員4名、連合発表会実行委員会代表2名の計6名から構成される選考委員会が審査を行う。表彰委員会委員長は同選考委員会の委員長を務める。選考委員会の委員長が著者に含まれる講演は、選考の対象外とする。選考の対象となる講演の著者に選考委員が含まれている場合、当該講演をその選考委員による評価の対象外とする。同選考委員会は選考経過とともに受賞者候補者を理事会に報告し、理事会において受賞者内定者を決定する。

#### 第16条 (授賞)

学会誌「応用数理」上で受賞者および受賞講演を紹介する。受賞者には、総会において、会長から賞状を授与し表彰する。

### 第5章 外部賞

#### 第17条 (推薦条件)

外部団体等が制定している賞および研究助成等への日本応用数理学会からの推薦については、以下の者を対象とする。

個人に対する推薦：会員またはフェローであること

複数人に対する推薦：筆頭者が会員またはフェローであること

#### 第18条 (外部賞受賞の掲載)

以下の各賞に対して、個人に対する賞における会員またはフェローの受賞、および複数人に対する賞における筆頭者が会員もしくはフェローである受賞を学会誌、学会 Web サイト、学会メーリングリストに掲載する。

(海外) IMU Prizes, ICIAM Prizes, Abel Prize, King Faisal International Prize, EASIAM Student Paper Prize

(国内) 勲章(大綬章のみ)、文化功労者、文化勲章、紫綬褒章、日本国際賞、京都賞、日本学士院賞、日本学術振興会賞、井上学術賞、文部科学大臣表彰科学技術賞、文部科学大臣表彰若手科学者賞、朝日賞、東レ科学技術賞、東レ科学技術研究助成、猿橋賞、藤原賞、藤原洋数理科学賞

なお、上記リストに含まれない賞の掲載、およびリストの改訂については理事会で承認を受ける。

### 第6章 改訂

#### 第19条 (改訂)

本規程の改廃は理事会の決議により実施する。

(付則)

1. 2012年4月21日改訂
2. 2012年7月27日改訂
3. 2013年7月18日改訂
4. 2013年11月29日改訂
5. 2014年1月24日改訂
6. 2015年3月27日改訂
7. 2016年3月25日改訂
8. 2016年10月7日改訂